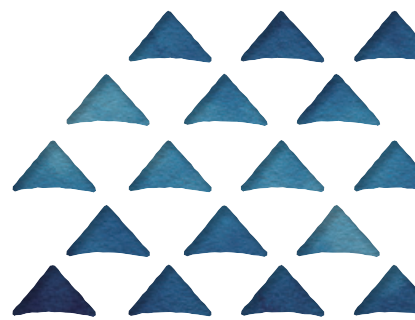
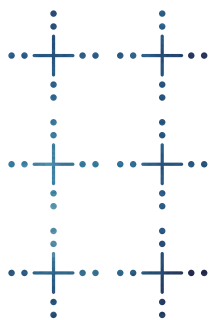


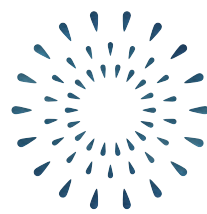
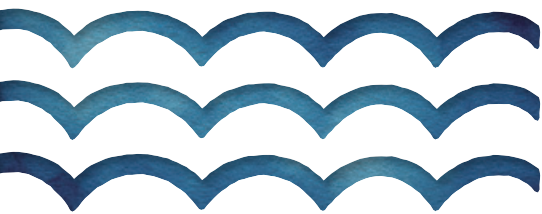


Disclosure 2026

東京東信用金庫の現況

令和7年4月1日 - 令和8年3月31日

資料編



資料編

目次

内部管理基本方針……………	1	ひがしんグループの状況〔連結〕……………	39
東京東信用金庫行動綱領……………	1	財務諸表〔連結〕……………	40
財務諸表〔単体〕……………	2	自己資本の充実の状況〔連結〕……………	42
経営に関する指標〔単体〕……………	11	用語の解説……………	55
自己資本の充実の状況〔単体〕……………	24	ディスクローチャー誌開示項目……………	56

本誌は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成したディスクローチャー誌です。
本誌に掲載している計数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しています。したがって合計が一致していない場合があります。
計数で「-」は、該当計数がないことを表示しています。
計数で「0」は、該当計数があるものの、単位未満であることを表示しています。

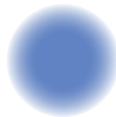
内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、当金庫及びその子法人等から成る集団の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を以下のとおり定めています。

1. 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 監事への報告に関する体制
9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

東京東信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保等、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルール of 厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション
経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。
5. 人権の尊重
すべての人々の人権を尊重します。
6. 従業員の働き方、職場環境の充実
従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。
7. 環境問題への取り組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供する等、環境問題に積極的に取り組みます。
8. 社会参画と発展への貢献
信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に努めます。



財務諸表〔単体〕

貸借対照表〔資産の部〕

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	令和7年3月末	令和8年3月末
現金	21,659	15,460
預け金	432,125	435,196
買入金銭債権	7,215	7,700
金銭の信託	12,145	2,045
商品有価証券	4	—
商品国債	4	—
有価証券	540,922	580,840
国債	12,471	997
地方債	3,490	2,035
社債	202,820	215,643
株式	10,381	18,619
その他の証券	311,758	343,544
貸出金	1,151,020	1,168,678
割引手形	4,513	3,992
手形貸付	36,203	40,344
証書貸付	1,100,648	1,112,785
当座貸越	9,654	11,555
外国為替	697	595
外国他店預け	222	224
買入外国為替	435	356
取立外国為替	39	13
その他資産	15,263	15,953
未決済為替貸	521	646
信金中金出資金	11,658	11,658
前払費用	102	113
未収収益	2,024	2,802
金融派生商品	0	0
その他の資産	957	732
有形固定資産	31,202	32,322
建物	7,635	7,207
土地	22,255	22,471
リース資産	17	13
建設仮勘定	95	1,490
その他の有形固定資産	1,198	1,139
無形固定資産	3,232	2,825
ソフトウェア	2,080	1,675
リース資産	7	5
その他の無形固定資産	1,144	1,144
繰延税金資産	7,634	5,656
債務保証見返	494	414
貸倒引当金	△ 7,753	△ 8,140
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,277)	(△ 3,322)
資産の部合計	2,215,866	2,259,548

貸借対照表〔負債及び純資産の部〕

(単位：百万円)

科 目 (負債の部)	令和7年3月末	令和8年3月末
預金積金	2,082,514	2,064,722
当座預金	63,962	61,883
普通預金	928,506	945,562
貯蓄預金	14,853	14,245
通知預金	10,434	11,020
定期預金	1,008,427	975,448
定期積金	34,949	33,482
その他の預金	21,379	23,079
借入金	—	50,000
当座借越	—	50,000
その他負債	6,232	8,201
未決済為替借	815	806
未払費用	2,254	3,336
給付補填備金	10	26
未払法人税等	176	1,018
前受収益	803	939
払戻未済金	419	468
払戻未済持分	0	—
職員預り金	676	618
金融派生商品	0	29
リース債務	25	19
資産除去債務	510	465
その他の負債	539	472
賞与引当金	678	682
役員賞与引当金	27	39
退職給付引当金	775	817
役員退職慰労引当金	335	467
睡眠預金払戻損失引当金	129	10
偶発損失引当金	1,019	1,032
再評価に係る繰延税金負債	1,277	1,310
債務保証	494	414
負債の部合計	2,093,483	2,127,697
(純資産の部)		
出資金	23,275	22,807
普通出資金	21,235	20,767
その他の出資金	2,040	2,040
資本剰余金	2,040	2,040
資本準備金	2,040	2,040
利益剰余金	107,020	111,181
利益準備金	20,096	20,596
その他利益剰余金	86,924	90,585
特別積立金	80,426	83,626
当期末処分剰余金	6,498	6,959
処分未済持分	△ 0	△ 2
会員勘定合計	132,335	136,025
その他有価証券評価差額金	△ 13,251	△ 7,440
土地再評価差額金	3,298	3,266
評価・換算差額等合計	△ 9,953	△ 4,174
純資産の部合計	122,382	131,850
負債及び純資産の部合計	2,215,866	2,259,548

(※) 優先出資（引受先：信金中央金庫）4,080百万円については、平成24年10月19日に信金中央金庫から買入し、同日に特別積立金（優先出資消却準備積立金）及び期中利益により消却しました。ただし、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に定める規定に従い「その他の出資金」及び「資本準備金」として表示しています。（平成27年度貸借対照表から消却した優先出資金に係る表示方法を変更しています。）

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
経常収益	32,419	44,171
資金運用収益	26,282	32,660
貸出金利息	17,909	20,278
預け金利息	1,850	1,904
有価証券利息配当金	6,261	10,136
その他の受入利息	259	341
役務取引等収益	2,328	2,366
受入為替手数料	958	967
その他の役務収益	1,369	1,399
その他業務収益	258	486
外国為替売買益	36	34
商品有価証券売買益	—	0
国債等債券売却益	27	2
国債等債券償還益	42	39
その他の業務収益	151	410
その他経常収益	3,549	8,658
償却債権取立益	401	592
株式等売却益	3,086	7,862
金銭の信託運用益	45	58
その他の経常収益	15	145
経常費用	28,385	37,896
資金調達費用	1,438	3,896
預金利息	1,425	3,686
給付補填備金繰入額	7	29
借入金利息	—	176
その他の支払利息	4	4
役務取引等費用	1,189	1,162
支払為替手数料	204	203
その他の役務費用	984	958
その他業務費用	4,810	10,860
商品有価証券売買損	0	—
国債等債券売却損	4,073	7,961
国債等債券償還損	102	1,988
国債等債券償却	—	233
金融派生商品費用	—	29
その他の業務費用	635	647
経費	18,427	18,967
人件費	11,470	11,788
物件費	6,606	6,817
税金	350	360
その他経常費用	2,519	3,010
貸倒引当金繰入額	1,632	1,842
貸出金償却	40	35
株式等売却損	—	227
株式等償却	—	169
その他資産償却	7	8
その他の経常費用	838	725

(単位：百万円)

科 目	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
経常利益	4,033	6,275
特別利益	676	11
固定資産処分益	676	11
特別損失	115	59
固定資産処分損	115	59
減損損失	0	0
税引前当期純利益	4,594	6,227
法人税、住民税及び事業税	375	1,812
法人税等調整額	76	△ 169
法人税等合計	452	1,642
当期純利益	4,142	4,585
繰越金（当期首残高）	2,362	2,374
土地再評価差額金取崩額	△ 6	－
当期末処分剰余金	6,498	6,959

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当期末処分剰余金	6,498,671,216	6,959,190,923
繰越金（当期首残高）	2,362,067,650	2,374,019,627
当期純利益	4,142,658,286	4,585,171,296
土地再評価差額金取崩額	△ 6,054,720	－
剰余金処分額	4,124,651,589	4,515,296,191
利益準備金	500,000,000	500,000,000
普通出資に対する配当金	424,651,589	415,296,191
(配当率)	(年2.0%の割合)	(年2.0%の割合)
特別積立金	3,200,000,000	3,600,000,000
繰越金（当期末残高）	2,374,019,627	2,443,894,732

会計監査人の監査について

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けています。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」といいます。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

令和8年6月26日

東京東信用金庫

理事長

吉田 誠

財務諸表〔単体〕に関する注記

<貸借対照表の注記>

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 - 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
 - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っています。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、「建物」については定額法、「その他の有形固定資産」については、主に定率法を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
その他	2年～60年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しています。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは0としています。
 - 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」といいます。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」といいます。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」といいます。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,171百万円です。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しています。
----------	---
- また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占

める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月31日現在）1.5755%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円、別途積立金95,415百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金293百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
 - 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
 - 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入関連取引、外国為替送金等の外国為替業務に基づくものがあります。
「その他の役務収益」の主なものは、約束手形小切手交付手数料、口座振替手数料、不動産担保取扱手数料等の融資関係手数料、投資信託販売手数料や保険販売代理店手数料の証券・保険販売業務関係の受入手数料、貸金庫業務関係の受入手数料等です。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。インターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益等として計上し利用期間に按分していますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
上記は、役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため、顧客との契約から生じる収益に該当しません。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しません。
 - 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
 - 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金	8,140百万円
-----------	----------
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しています。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、原材料費や人件費の高騰等の影響は、今後も継続すると想定していますが、想定を超える経済環境の悪化の影響による個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した

場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、この影響の不確実性に対応するため、一部の信用リスクの悪化が想定される債権について貸倒引当金を追加計上しており、その金額は3,052百万円です。

(2) 繰延税金資産 5,685百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する	
金銭債権総額	25百万円
22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する	
金銭債務総額	－百万円
23. 子会社等の株式又は出資金の総額	66百万円
24. 子会社等に対する金銭債権総額	1,112百万円
25. 子会社等に対する金銭債務総額	2,558百万円
26. 有形固定資産の減価償却累計額	23,404百万円
27. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,214百万円
危険債権額	26,320百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	4,435百万円
合計額	36,969百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

28. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、3,992百万円です。	
29. 担保に供している資産は次のとおりです。	
担保に供している資産	
有価証券	12,897百万円
預け金	－百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	6,925百万円
借入金	50,000百万円
上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保として、預け金131,400百万円を差し入れています。	
30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。	
再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しています。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,734百万円

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は515百万円です。
32. 出資1口当たりの純資産額317円49銭
33. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っています。このため、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されています。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、管理部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理統括部と情報共有しています。これらの情報はリスク管理統括部を通じ、リスク管理委員会に定期的に報告されています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されています。

(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券のうち債券」、「貸出金」、「預金積金」です。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」

(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、令和8年3月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、8,963百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

34. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれていません（（注2）参照）。

また、現金、コールローン、外国為替（資産・負債）、コールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

そして、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	435,196	421,664	△ 13,532
(2) 買入金銭債権	7,700	7,567	△ 132
(3) 金銭の信託	2,045	2,045	—
(4) 商品有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
(5) 有価証券	576,438	572,059	△ 4,379
満期保有目的の債券	34,251	29,872	△ 4,379
その他有価証券	542,187	542,187	—
(6) 貸出金（＊1）	1,168,678	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 8,125	—	—
	1,160,552	1,149,907	△ 10,644
金融資産計	2,181,932	2,153,243	△ 28,689
(1) 預金積金	2,064,722	2,065,028	306
(2) 借入金（＊1）	50,000	50,000	—
金融負債計	2,114,722	2,115,028	306

(＊1) 貸出金、借入金の時価には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しています。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※貸借対照表計上額及び時価には、貸借対照表日までの未払利息、又は、前受収益が控除されています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び預入期間90日以内の短期間の預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を新規に預け入れする際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しています。

また、仕組預け金については、発行体から提示された価格によっています。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっています。

(3) 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(5) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、自金庫保証付私募債については、新規に投資を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値評価によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については35.から38.に記載しています。

(6) 貸出金

貸出金は、以下の①～⑥の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①残存期間が短期間（90日以内）のものは、時価は貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」といいます。）と近似していることから、当該貸出金計上額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、貸出金計上額

④①③以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

⑤仕組貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

⑥破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸出金計上額から、貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、残存期間が短期間（90日以内）のものと及び変動金利のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	66
関連法人等株式（※1）	－
非上場株式（※1）	364
信金中金出資金（※1）	11,658
組合出資金（※2）	3,971
合 計	16,060

（※1）子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和6年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	216,196	157,000	32,000	30,000
買入金銭債権	4,600	2,000	－	1,100
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	28,863	240,693	99,021	118,000
満期保有目的の債券	－	2,800	6,500	26,700
その他有価証券のうち満期があるもの	28,863	237,893	92,521	91,300
貸出金（※）	784,297	234,917	117,891	28,292
合 計	1,033,956	634,611	248,913	177,392

※ 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めていません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	1,991,013	73,708	0	－
借入金	50,000	－	－	－
合 計	2,041,013	73,708	0	－

※ 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しています。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれています。以下38.まで同様です。
売買目的有価証券

(単位：百万円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	－

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小 計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	997	934	△ 63
	地方債	1,000	937	△ 62
	社 債	18,253	16,008	△ 2,244
	その他	14,000	11,992	△ 2,008
	小 計	34,251	29,872	△ 4,379
合 計		34,251	29,872	△ 4,379

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,418	9,070	2,347
	債 券	10,356	10,335	20
	国 債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社 債	10,356	10,335	20
	その他	70,842	68,518	2,323
	小 計	92,616	87,924	4,691
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	6,770	7,477	△ 706
	債 券	188,069	193,748	△ 5,678
	国 債	－	－	－
	地方債	1,035	1,100	△ 64
	社 債	187,033	192,648	△ 5,614
	その他	254,730	263,393	△ 8,663
	小 計	449,570	464,619	△ 15,048
合 計		542,187	552,544	△ 10,356

36. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

売却した満期保有目的の債券はありません。

37. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	10,374	2,897	17
債 券	52,892	2	7,957
国 債	10,970	－	3,445
地方債	91	－	8
社 債	41,829	2	4,503
その他	28,247	4,964	214
合 計	91,513	7,864	8,189

38. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しています。

当事業年度における減損処理額は、402百万円（うち、株式169百万円、社債233百万円）です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、又は、取得原価に対して時価が決算期末前1年間の各月末に一度でも取得原価の70%を回復していない場合に著しく下落したと判断しています。

39. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,045	2,114	△ 68	0	△ 68

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,664百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものは14,168百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	3,315百万円
その他有価証券評価差額	2,984百万円
その他	1,846百万円
繰延税金資産小計	8,146百万円
評価性引当額	△ 2,460百万円
繰延税金資産合計	5,685百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	－百万円
その他	29百万円
繰延税金負債合計	29百万円
繰延税金資産の純額	5,656百万円

42. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和6年9月13日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

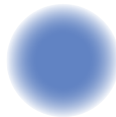
契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	51百万円
契約負債	0百万円

43. 追加情報

その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振替えて計上したものです。

<損益計算書の注記>

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 子会社との取引による収益総額 115百万円
子会社との取引による費用総額 360百万円
- 出資1口当たり当期純利益金額 10円81銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和6年9月13日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、51百万円です。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しています。



経営に関する指標〔単体〕

主要な経営指標の推移

(単位：利益・千円、口数・百万口、残高・百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	27,274,011	27,671,293	28,574,700	32,419,182	44,171,897
経常利益	3,494,388	4,376,818	4,402,146	4,033,964	6,275,452
当期純利益	3,259,990	3,642,433	3,843,077	4,142,658	4,585,171
普通出資総額	22,345	21,976	21,654	21,235	20,767
優先出資総額	—	—	—	—	—
普通出資総口数	446	439	433	424	415
優先出資総口数	—	—	—	—	—
純資産額	121,358	115,609	125,216	122,382	131,850
総資産額	2,364,634	2,293,354	2,305,615	2,215,866	2,259,548
預金積金残高	2,114,573	2,112,486	2,118,404	2,082,514	2,064,722
貸出金残高	1,137,531	1,153,006	1,140,995	1,151,020	1,168,678
有価証券残高	448,303	463,487	446,539	540,922	580,840
単体自己資本比率	11.11%	11.05%	11.50%	11.58%	11.05%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	0.5 円	0.5 円	0.5 円	1.0 円	1.0 円
会員数	125,626 人	120,955 人	117,455 人	114,118 人	110,646 人
役員数	17 人	18 人	18 人	17 人	16 人
うち常勤役員	12 人	13 人	13 人	12 人	12 人
職員数	1,348 人	1,334 人	1,275 人	1,247 人	1,252 人

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年度からは新告示に基づく開示を行っています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

業務粗利益

(単位：千円・%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	26,282,536	32,660,467
資金調達費用	1,428,715	3,880,867
資金運用収支	24,853,821	28,779,600
役務取引等収益	2,328,568	2,366,570
役務取引等費用	1,189,754	1,162,076
役務取引等収支	1,138,813	1,204,494
その他業務収益	258,615	486,477
その他業務費用	4,810,570	10,860,518
その他業務収支	△ 4,551,954	△ 10,374,041
業務粗利益	21,440,680	19,610,053
業務粗利益率	0.98	0.89

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和6年度9,592千円、令和7年度15,768千円）を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	3,335,102	471,531
実質業務純益	3,083,022	814,302
コア業務純益	7,188,482	10,956,387
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	6,779,048	9,973,857

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（又は取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和1年9月13日）による改正を受け、令和元年度分から開示しています。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

		令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	平均残高	2,173,959	2,182,809
	利息	26,282,536	32,660,467
	利回り	1.20	1.49
	うち貸出金		
	平均残高	1,149,791	1,161,071
	利息	17,909,788	20,278,353
	利回り	1.55	1.74
	うち預け金		
	平均残高	501,322	409,555
	利息	1,850,909	1,904,593
	利回り	0.36	0.46
	うちコールローン		
	平均残高	—	—
	利息	—	—
	利回り	—	—
	うち商品有価証券		
	平均残高	6	2
	利息	26	9
	利回り	0.42	0.38
	うち有価証券		
	平均残高	506,159	593,159
	利息	6,261,958	10,136,067
	利回り	1.23	1.70
資金調達勘定	平均残高	2,092,406	2,095,762
	利息	1,428,715	3,880,867
	利回り	0.06	0.18
	うち預金積金		
	平均残高	2,107,377	2,078,506
	利息	1,433,564	3,715,583
	利回り	0.06	0.17
	うち借入金		
	平均残高	273	25,342
	利息	—	176,917
	利回り	—	0.69
	うちコールマネー		
	平均残高	—	—
	利息	—	—
	利回り	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年度7,244百万円、令和7年度7,909百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額（令和6年度15,986百万円、令和7年度8,760百万円）及び利息（令和6年度9,592千円、令和7年度15,768千円）をそれぞれ控除しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
その他業務収益	258,615	486,477
うち外国為替売買益	36,776	34,011
うち商品有価証券売買益	—	2
うち国債等債券売却益	27,400	2,370
うち国債等債券償還益	42,562	39,230
うちその他の業務収益	151,876	410,864
その他業務費用	4,810,570	10,860,518
うち商品有価証券売却損	31	—
うち国債等債券売却損	4,073,051	7,961,629
うち国債等債券償還損	102,371	1,988,429
うち国債等債券償却	—	233,626
うち金融派生商品費用	—	29,638
うちその他の業務費用	635,116	647,194
その他業務利益	△ 4,551,954	△ 10,374,041

経費の内訳

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
人件費	11,470,592	11,788,718
報酬給与手当	9,120,833	9,315,895
その他	2,349,758	2,472,822
物件費	6,606,476	6,817,965
事務費	2,983,073	3,088,048
固定資産費	1,197,142	1,269,144
事業費	432,182	502,414
人事厚生費	123,078	117,960
減価償却費	1,571,091	1,538,905
預金保険料	299,908	301,493
税金	350,188	360,490
合計	18,427,256	18,967,174

利鞘

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.20	1.49
資金調達原価率	0.94	1.08
総資金利鞘	0.26	0.41

利益率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.17	0.27
総資産当期純利益率	0.18	0.20

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	収支額	純増減	収支額	純増減
受取利息	26,282,536	1,823,024	32,660,467	6,377,931
うち貸出金	17,909,788	83,582	20,278,353	2,368,565
うち預け金	1,850,909	724,819	1,904,593	53,684
うちコールローン	—	—	—	—
うち商品有価証券	26	△ 23	9	△ 17
うち有価証券	6,261,958	1,018,045	10,136,067	3,874,109
支払利息	1,438,307	1,110,721	3,896,635	2,458,328
うち預金積金	1,433,564	1,146,723	3,715,583	2,282,019
うち借入金	—	△ 36,658	176,917	176,917
うちコールマネー	—	—	—	—

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

内国為替取扱高

(単位：百万円・千件)

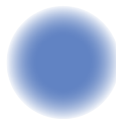
	令和6年度		令和7年度	
	送金・振込	代金取立	送金・振込	代金取立
仕向為替取扱高	1,636,510	—	1,774,669	—
件数	1,834	—	1,849	—
被仕向為替取扱高	1,905,367	—	2,117,336	—
件数	2,338	—	2,401	—
取扱高合計	3,541,878	—	3,892,005	—
件数合計	4,173	—	4,250	—

(注) 代金取立は令和4年11月に手形交換所が電子化されたことにより、取扱いはありません。

外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

	令和6年度	令和7年度
貿易取引取扱高	82,946	76,650
貿易外取引取扱高	23,647	26,109
合 計	106,593	102,760



預金に関する指標

預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
流動性預金	1,009,488	1,018,777
うち有利息預金	854,290	870,170
定期性預金	1,089,418	1,051,199
うち固定金利定期預金	1,089,275	1,051,000
うち変動金利定期預金	143	199
その他	8,469	8,529
計	2,107,377	2,078,506
譲渡性預金	—	—
合 計	2,107,377	2,078,506

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位：百万円)

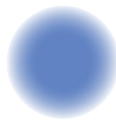
	令和6年度	令和7年度
定期預金	1,008,427	975,448
固定金利定期預金	1,008,127	974,970
変動金利定期預金	149	361
その他	150	117

預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

	令和6年度	令和7年度
個人	1,358,202 (65.2)	1,352,576 (65.5)
法人	480,922 (23.0)	502,700 (24.3)
金融機関	41,050 (1.9)	32,724 (1.5)
公金	202,338 (9.7)	176,720 (8.5)
合 計	2,082,514 (100.0)	2,064,722 (100.0)

(注) () 内は構成比



貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円・%)

	令和6年度	令和7年度
割引手形	5,586 (0.4)	4,355 (0.3)
手形貸付	36,112 (3.1)	36,487 (3.1)
証書貸付	1,098,840 (95.5)	1,110,854 (95.6)
当座貸越	9,251 (0.8)	9,373 (0.8)
合 計	1,149,791 (100.0)	1,161,071 (100.0)

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。() 内は構成比

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金残高	1,151,020	1,168,678
うち変動金利	594,665	633,722
うち固定金利	556,355	534,955

貸出金担保別残高内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	14,954	14,756
有価証券	269	201
動産	—	—
不動産	349,190	387,164
その他	—	—
信用保証協会・信用保険	297,508	279,117
保証	133,669	131,868
信用	355,428	355,569
貸出金合計	1,151,020	1,168,678

債務保証見返の担保別残高内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	29	34
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	193	163
その他	—	—
信用保証協会・信用保険	38	36
保証	—	—
信用	268	694
債務保証見返合計	529	929

貸出金業種別残高内訳

(単位：百万円・%)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出先数	貸出金残高	貸出先数	貸出金残高
製造業	2,818	112,809 (9.8)	2,643	105,467 (9.0)
農業、林業	11	83 (0.0)	10	55 (0.0)
漁業	—	— (—)	—	— (—)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	61 (0.0)	1	78 (0.0)
建設業	4,123	149,731 (13.0)	4,143	150,772 (12.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	9	438 (0.0)	6	359 (0.0)
情報通信業	383	8,551 (0.7)	390	8,192 (0.7)
運輸業、郵便業	778	35,661 (3.0)	757	35,183 (3.0)
卸売業、小売業	3,045	121,720 (10.5)	2,981	118,184 (10.1)
金融業、保険業	67	78,105 (6.7)	62	78,212 (6.6)
不動産業	3,509	323,348 (28.0)	3,582	339,863 (29.0)
物品賃貸業	74	6,968 (0.6)	69	6,593 (0.5)
学術研究、専門・技術サービス業	461	9,323 (0.8)	476	10,110 (0.8)
宿泊業	47	6,382 (0.5)	57	7,522 (0.6)
飲食業	1,797	27,082 (2.3)	1,775	26,766 (2.2)
生活関連サービス業、娯楽業	781	30,506 (2.6)	772	29,707 (2.5)
教育、学習支援業	122	3,334 (0.2)	124	3,263 (0.2)
医療、福祉	716	22,484 (1.9)	739	22,734 (1.9)
その他のサービス	2,004	50,845 (4.4)	2,038	50,862 (4.3)
小 計	20,746	987,438 (85.7)	20,625	993,930 (85.0)
地方公共団体	11	27,542 (2.3)	14	42,132 (3.6)
個人	16,113	135,931 (11.8)	15,278	132,516 (11.3)
海外円借款、国内店名義現地貸	2	107 (0.0)	2	98 (0.0)
合 計	36,872	1,151,020 (100.0)	35,919	1,168,678 (100.0)

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。() 内は構成比

預貸率

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
貸出金 (A)		1,151,020	1,168,678
預 金 (B)		2,082,514	2,064,722
預貸率	(A) / (B) × 100	55.27%	56.60%
	期中平均	54.56%	55.86%

(注) 1. 預貸率＝貸出金／（預金積金＋譲渡性預金）×100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

代理貸付の残高内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
信金中央金庫	321	256
(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）	18	18
(独)住宅金融支援機構	3,175	2,944
(株)日本政策金融公庫（中小企業事業）	－	－
(独)福祉医療機構	31	26
(独)勤労者退職金共済機構	－	－
(独)中小企業基盤整備機構	190	234
合 計	3,737	3,479

(注) 1. 平成19年4月1日に(独)住宅金融支援機構は住宅金融公庫の権利及び義務を承継しています。
 2. 平成20年10月1日に(株)日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫・中小企業金融公庫の権利及び義務を承継しています。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
個人ローン	4,374	4,305
カードローン	2,107	2,074
住宅ローン	139,302	134,764

貸出金使途別残高内訳

(単位：百万円・％)

	令和6年度	令和7年度
設備資金	435,074(37.7)	446,908(38.2)
運転資金	715,945(62.2)	721,769(61.7)
合 計	1,151,020(100.0)	1,168,678(100.0)

(注) () 内は構成比

貸出金償却額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	40,939	35,855

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	期首残高	期末残高	増減額	期首残高	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	4,727	4,475	△ 252	4,475	4,818	342
個別貸倒引当金	3,295	3,277	△ 17	3,277	3,322	44
合 計	8,023	7,753	△ 269	7,753	8,140	387

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

○信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	7,057	7,057	6,160	897	100.0%	100.0%
	令和7年度	6,214	6,214	5,550	663	100.0%	100.0%
危険債権	令和6年度	26,413	24,262	22,111	2,150	91.8%	49.9%
	令和7年度	26,320	24,397	21,968	2,428	92.6%	55.8%
要管理債権	令和6年度	2,482	1,108	974	133	44.6%	8.8%
	令和7年度	4,435	2,643	2,301	341	59.5%	16.0%
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	2,482	1,108	974	133	44.6%	8.8%
	令和7年度	4,435	2,643	2,301	341	59.5%	16.0%
小計 (A)	令和6年度	35,953	32,427	29,246	3,181	90.1%	47.4%
	令和7年度	36,969	33,254	29,819	3,434	89.9%	48.0%
正常債権 (B)	令和6年度	1,116,442					
	令和7年度	1,133,431					
合 計 (A) + (B)	令和6年度	1,152,395					
	令和7年度	1,170,400					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。



有価証券に関する指標

預証率

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
有価証券 (A)		540,922	580,840
預 金 (B)		2,082,514	2,064,722
預証率	(A) / (B) × 100	25.97%	28.13%
	期中平均	24.01%	28.53%

(注) 1. 預証率＝有価証券／（預金積金＋譲渡性預金）×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
商品国債	6	2
商品地方債	—	—
合 計	6	2

保有有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	12,471	43,862	997	8,488
地方債	3,490	2,655	2,035	3,028
社債	202,820	201,172	215,643	217,643
株式	10,381	8,679	18,619	13,471
外国証券	258,230	216,780	269,767	284,458
その他の証券	53,528	33,010	73,776	66,068
合 計	540,922	506,159	580,840	593,159

保有有価証券残存期間別残高

令和6年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	—	499	—	498	11,473	—	12,471
地方債	1,298	98	500	—	1,594	—	—	3,490
社債	17,320	20,106	20,272	6,832	11,411	103,043	23,833	202,820
株式	—	—	—	—	—	—	10,381	10,381
外国証券	23,140	43,103	42,035	42,164	19,519	18,189	70,077	258,230
その他の証券	—	31	6,802	1,011	1,828	66	43,787	53,528

令和7年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	499	—	—	498	—	—	997
地方債	—	598	—	—	1,437	—	—	2,035
社債	7,433	22,614	56,860	9,337	5,058	88,099	26,239	215,643
株式	—	—	—	—	—	—	18,619	18,619
外国証券	21,305	68,986	75,019	33,975	25,647	22,878	21,953	269,767
その他の証券	23	—	11,605	9,118	14,350	131	38,547	73,776

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	4	△ 0	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	997	958	△ 38	997	934	△ 63
	地方債	1,000	967	△ 32	1,000	937	△ 62
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	16,617	15,704	△ 912	18,253	16,008	△ 2,244
	その他	10,000	9,519	△ 480	14,000	11,992	△ 2,008
	小 計	28,615	27,151	△ 1,463	34,251	29,872	△ 4,379
合 計		28,615	27,151	△ 1,463	34,251	29,872	△ 4,379

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当する株式はありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,701	3,937	763	11,418	9,070	2,347
	債 券	7,092	7,086	5	10,356	10,335	20
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,000	1,000	0	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,092	6,086	5	10,356	10,335	20
	その他	26,163	25,274	888	70,842	68,518	2,323
	小 計	37,956	36,298	1,657	92,616	87,924	4,691
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	5,349	6,052	△ 703	6,770	7,477	△ 706
	債 券	193,074	202,654	△ 9,579	188,069	193,748	△ 5,678
	国 債	11,473	14,416	△ 2,942	—	—	—
	地方債	1,490	1,500	△ 9	1,035	1,100	△ 64
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	180,110	186,738	△ 6,627	187,033	192,648	△ 5,614
	その他	272,378	282,131	△ 9,753	254,730	263,393	△ 8,663
	小 計	470,802	490,839	△ 20,036	449,570	464,619	△ 15,048
	合 計	508,759	527,138	△ 18,378	542,187	552,544	△ 10,356

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めていません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

内 容	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	66	66
その他有価証券（未公開株式）	264	364
その他有価証券（投資事業有限責任組合）	3,217	3,971
合 計	3,548	4,402

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託
- 該当する金銭の信託はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
- 該当する金銭の信託はありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	12,145	12,151	△ 6	0	△ 6	2,045	2,114	△ 68	0	△ 68

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

公共債引受額・窓販実績・ディーリング実績

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	引受額	窓販実績	ディーリング実績	引受額	窓販実績	ディーリング実績
国債	—	1,645	593	—	3,743	552
地方債	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—
合 計	—	1,645	593	—	3,743	552

オプション・先物取引情報

金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券先物取引等、信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引はありません。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として決定方法・支払時期等の事項を規程で定めています。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	367

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」196百万円、「賞与」39百万円、「退職慰労金」131百万円となっています。
なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、4号、6号及び第3条第1項第3号、4号、6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況〔単体〕

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

※本項目は、平成25年度以降適用されている自己資本比率規制（パーゼルⅢ）に対応しています。

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	131,911	135,610
うち、出資金及び資本剰余金の額	25,315	24,847
うち、利益剰余金の額	107,020	111,181
うち、外部流出予定額（△）	424	415
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,542	4,907
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,542	4,907
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	136,453	140,518
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,232	2,825
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,232	2,825
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,232	2,825
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	133,220	137,692
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,108,852	1,200,219
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	41,392	44,839
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,150,245	1,245,059
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.58%	11.05%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 定量的及び定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの「出資金」や利益の中から積み立てている「利益準備金」等の内部留保から構成されています。自己資本の充実、経営の健全性・安全性を保つためにもっとも重要な経営課題と考えています。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率の国内基準4%を十分上回っており、経営の健全性・安全性を保たれていると評価しています。将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進活動によって得られた利益による資本の積上げを基本的な施策として考えています。

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計		1,108,852	44,354	1,200,219	48,008
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		998,313	39,932	1,086,404	43,456
現金		—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		501	20	501	20
国際決済銀行等向け		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—
国際開発銀行向け		601	24	601	24
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		1,619	64	1,936	77
地方三公社向け		113	4	380	15
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		121,315	4,852	122,607	4,904
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		2,765	110	5,599	223
カバード・ボンド向け		—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		318,259	12,730	343,536	13,741
特定貸付債権向け		—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		93,671	3,746	91,977	3,679
トランザクター向け		202	8	183	7
不動産関連向け		175,626	7,025	167,023	6,680
自己居住用不動産等向け		40,477	1,619	38,152	1,526
賃貸用不動産向け		115,501	4,620	104,663	4,186
事業用不動産関連向け		797	31	692	27
その他不動産関連向け		18,848	753	23,513	940
ADC向け		—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		65,372	2,614	95,703	3,828
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		19,731	789	22,812	912
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		2,502	100	2,344	93
取立未済手形		104	4	129	5
信用保証協会等による保証付		15,078	603	14,961	598
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—
株式等		11,668	466	26,368	1,054
上記以外		172,145	6,885	195,519	7,820
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		103,434	4,137	130,442	5,217
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		12,354	494	12,354	494
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー		13,252	530	11,101	444
上記以外のエクスポージャー		43,103	1,724	41,621	1,664
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	110,527	4,421	113,786	4,551
リスク・スルー方式	110,527	4,421	113,786	4,551
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）	12	0	29	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	41,392	1,655	44,839	1,793
BI	27,595		29,893	
BIC	3,311		3,587	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	1,150,245	46,009	1,245,059	49,802

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(4) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、当金庫では、企業信用格付制度並びに自己査定を実施しています。また、信用リスク計量化システムの構築により、信用VaRを算出しています。

当金庫では、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議・検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	1,945,181	1,964,558	1,153,709	1,171,677	228,361	224,335	0	0	21,597	23,108
国外	275,735	303,259	108	99	143,540	216,278	－	－	－	－
地域別合計	2,220,917	2,267,817	1,153,818	1,171,776	371,902	440,613	0	0	21,597	23,108
製造業	177,965	195,976	112,981	112,650	61,679	76,736	－	－	2,930	2,988
農業、林業	84	55	84	55	－	－	－	－	－	－
漁業	1,000	1,000	－	－	1,000	1,000	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	61	78	61	78	－	－	－	－	－	－
建設業	156,377	160,143	149,866	150,951	5,996	8,182	－	－	2,779	3,245
電気・ガス・熱供給・水道業	26,956	36,377	458	3,360	26,206	31,814	－	－	－	3
情報通信業	22,646	28,142	8,562	8,204	13,726	18,765	－	－	248	336
運輸業、郵便業	68,671	59,981	35,733	35,250	31,247	22,316	－	－	1,157	1,066
卸売業、小売業	141,910	133,940	122,485	118,807	18,416	14,121	0	0	3,389	3,527
金融業・保険業	674,374	722,087	78,224	68,305	144,539	197,866	－	－	－	－
不動産業	346,345	369,274	323,631	340,656	22,471	27,969	－	－	3,643	3,704
物品賃貸業	7,004	6,629	7,004	6,629	－	－	－	－	31	31
学術研究、専門・技術サービス業	9,490	10,275	9,330	10,115	－	－	－	－	63	87
宿泊業	7,882	7,522	6,382	7,522	1,500	－	－	－	286	264
飲食業	27,101	26,786	27,101	26,786	－	－	－	－	707	709
生活関連サービス業、娯楽業	30,545	31,544	30,534	29,730	－	1,803	－	－	377	1,875
教育、学習支援業	3,336	3,264	3,336	3,264	－	－	－	－	90	97
医療、福祉	22,502	22,753	22,502	22,753	－	－	－	－	1,167	1,031
その他のサービス	50,488	50,778	50,188	50,196	－	500	－	－	1,075	825
国・地方公共団体等	72,686	81,693	27,556	42,153	45,115	39,536	－	－	－	－
個人（住宅・消費・納税資金等）	136,954	133,475	136,954	133,475	－	－	－	－	3,649	3,314
その他	236,530	186,036	836	827	－	－	－	－	－	－
業種別合計	2,220,917	2,267,817	1,153,818	1,171,776	371,902	440,613	0	0	21,597	23,108
1年以下	162,524	315,748	109,748	117,449	46,375	28,747	0	0		
1年超3年以下	379,954	310,382	86,900	98,438	64,022	93,943	－	－		
3年超5年以下	290,400	364,185	143,902	178,498	64,164	117,096	－	－		
5年超7年以下	219,470	168,617	152,203	103,839	15,915	25,012	－	－		
7年超10年以下	263,468	271,982	207,323	203,848	20,793	33,565	－	－		
10年超	622,506	613,317	451,713	467,846	140,726	115,338	－	－		
期間の定めのないもの	282,591	223,585	2,026	1,856	19,904	26,909	－	－		
残存期間別合計	2,220,917	2,267,817	1,153,818	1,171,776	371,902	440,613	0	0		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には海外向け直接融資・上場株式投資信託・オルタナティブ投資信託が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
6. 残存期間別の集計については、割賦返済における償還期限は考慮していません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	4,727	4,475	—	4,727	4,475
	令和7年度	4,475	4,818	—	4,475	4,818
個別貸倒引当金	令和6年度	3,295	3,277	1,902	1,393	3,277
	令和7年度	3,277	3,322	1,460	1,817	3,322
合 計	令和6年度	8,023	7,753	1,902	6,121	7,753
	令和7年度	7,753	8,140	1,460	6,293	8,140

ハ. 業種別個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		貸出金償却	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	597	601	601	512	597	601	601	512	4	3
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	659	681	681	827	659	681	681	827	7	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—
情報通信業	49	67	67	59	49	67	67	59	0	0
運輸業、郵便業	301	283	283	461	301	283	283	461	2	1
卸売業、小売業	697	752	752	901	697	752	752	901	5	5
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	233	111	111	104	233	111	111	104	4	3
物品賃貸業	7	5	5	3	7	5	5	3	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	7	4	4	26	7	4	4	26	0	0
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
飲食業	80	111	111	74	80	111	111	74	1	1
生活関連サービス業、娯楽業	23	33	33	44	23	33	33	44	0	1
教育、学習支援業	25	38	38	23	25	38	38	23	0	0
医療、福祉	257	258	258	44	257	258	258	44	3	3
その他のサービス	149	144	144	112	149	144	144	112	1	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	207	184	184	121	207	184	184	121	8	6
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	3,295	3,277	3,277	3,322	3,295	3,277	3,277	3,322	40	35

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにおいて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	21,659	－	21,659	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	63,327	－	63,327	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,202	3,000	2,202	3,000	501	10
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	31,086	－	31,086	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	3,008	－	3,008	－	601	20
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	16,198	－	16,198	－	1,619	10
地方三公社向け	566	－	566	－	113	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	520,255	－	520,255	－	121,315	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,925	－	12,925	－	2,765	21
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	454,693	5,011	440,354	2,336	318,259	72
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	149,382	12,701	138,057	1,224	93,671	67
トランザクター向け	－	9,335	－	839	202	24
不動産関連向け	342,650	－	339,342	－	175,626	52
自己居住用不動産等向け	123,629	－	122,760	－	40,477	33
賃貸用不動産向け	185,870	－	184,165	－	115,501	63
事業用不動産関連向け	936	－	880	－	797	91
その他不動産関連向け	32,213	－	31,536	－	18,848	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	65,372	－	65,372	－	65,372	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	15,591	16	15,352	15	19,731	128
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,942	－	2,936	－	2,502	85
取立未済手形	521	－	521	－	104	20
信用保証協会等による保証付	247,446	16	245,541	16	15,078	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	11,667	1	11,667	0	11,668	100
合計					826,167	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和7年度					
現金	15,460	－	15,460	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,190	4,999	51,190	4,999	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,002	19,000	1,002	19,000	501	3
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	45,260	－	45,260	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	3,008	1,000	3,008	1,000	601	15
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	19,363	－	19,363	－	1,936	10
地方三公社向け	1,900	－	1,900	－	380	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	548,093	－	548,093	－	122,607	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,181	－	23,181	－	5,599	24
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	494,842	13,509	477,212	10,776	343,536	70
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	148,122	12,064	136,321	1,110	91,977	67
トランザクター向け	－	8,647	－	761	183	24
不動産関連向け	357,155	－	353,578	－	167,023	47
自己居住用不動産等向け	120,537	－	119,589	－	38,152	32
賃貸用不動産向け	195,325	－	193,766	－	104,663	54
事業用不動産関連向け	873	－	816	－	692	85
その他不動産関連向け	40,418	－	39,405	－	23,513	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	76,562	－	76,562	－	95,703	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	17,285	13	16,971	13	22,812	134
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,716	－	2,712	－	2,344	86
取立未済手形	646	－	646	－	129	20
信用保証協会等による保証付	227,636	16	225,573	16	14,961	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	18,283	2,000	18,283	2,000	26,368	130
合計					890,884	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	21,659	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	63,327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	31,086	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	3,008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	16,198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	566	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	407,721	-	102,502	-	-	-	-	-	-	2,019	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	11,122	-	1,803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	386	-	51,358	-	-	-	-	-	-	-	-	99,186	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	18,171	-	-	-	-	-	-	-	139	5,779	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	139	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	41,446	14,059	68,804	1	18,332	84	11,277	729	35,899	23,145	1,437	47,010	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	41,220	14,059	26,212	1	-	84	11,277	-	-	23,124	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	48	-	42,591	-	18,332	-	-	729	35,899	-	1,437	15,672	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	177	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	31,338	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	568	-	-	-	-	-	-	-	-	1,972	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	847	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	94,773	150,785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	215,046	167,370	-	523,375	14,059	171,307	1	18,332	84	11,277	729	36,039	133,953	1,437	47,010	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,659
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63,327
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,202
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,086
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,008
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,198
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	8,010	-	-	-	-	-	-	-	-	520,255
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,925
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	28,030	-	175,970	-	-	87,758	-	-	-	-	-	-	-	-	442,690
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	112,429	-	-	-	-	2,763	-	-	-	-	-	-	-	-	139,281
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	839
不動産関連向け	6,987	14,539	-	-	277	673	-	51,877	313	-	-	2,443	-	-	-	339,342
自己居住用不動産等向け	6,699	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122,760
賃貸用不動産向け	-	14,459	-	-	-	673	-	51,877	-	-	-	2,443	-	-	-	184,165
事業用不動産関連向け	288	-	-	-	277	-	-	-	313	-	-	-	-	-	-	880
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,536
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,372	-	-	-	65,372
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,217	-	-	-	-	11,609	-	-	-	15,367
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	2,076	-	-	-	-	-	-	-	-	2,936
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	521
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	245,558
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,668	-	-	11,668
合計	6,987	154,999	-	175,970	277	673	101,826	51,877	313	-	-	79,425	11,668	-	-	1,924,046

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和7年度															
現金	15,460	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	56,190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	19,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	45,260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,000	-	-	3,008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	19,363	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	418,201	-	129,892	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	13,549	-	9,632	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	283	-	54,115	-	-	-	-	-	-	-	-	134,247	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	18,875	-	-	-	-	-	-	-	123	5,510	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	637	-	-	-	-	-	-	-	123	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	45,928	12,648	85,835	9	23,750	91	9,708	1,546	40,296	18,933	877	57,899	24
自己居住用不動産等向け	-	-	-	45,589	12,648	25,862	9	-	91	9,708	-	-	18,916	-	-	24
賃貸用不動産向け	-	-	-	19	-	59,972	-	23,750	-	-	1,546	40,296	-	877	18,832	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	320	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	39,067	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	614	-	-	-	-	-	-	-	-	773	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	717	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	646	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	75,972	149,618	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	212,883	169,264	-	543,302	12,648	215,727	9	23,750	91	9,708	1,546	40,419	161,184	877	57,899	24

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和7年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,460
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,190
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,002
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,260
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,008
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,363
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,900
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	548,093
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,181
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	34,457	-	167,780	-	-	97,105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	487,989
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	110,127	-	-	-	-	2,795	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137,432
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761
不動産関連向け	7,202	12,665	-	-	-	887	-	33,318	304	-	-	1,649	-	-	-	-	353,578
自己居住用不動産等向け	6,690	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119,589
賃貸用不動産向け	-	12,615	-	-	-	887	-	33,318	-	-	-	1,649	-	-	-	-	193,766
事業用不動産関連向け	512	-	-	-	-	-	-	-	304	-	-	-	-	-	-	-	816
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,405
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76,562	-	-	-	-	76,562
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	2,185	-	-	-	-	13,411	-	-	-	-	16,985
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,712
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	646
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	225,590
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,283	-	-	-	20,283
合計	7,202	157,250	-	167,780	-	887	104,070	33,318	304	-	-	91,623	20,283	-	-	-	2,032,059

へ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

ト. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,109,193	11,533	33.543	1,109,577
40%～70%	236,296	3,816	57.161	237,435
75%	165,728	2,408	17.809	154,999
80%	—	—	—	—
85%	185,998	2,134	15.809	175,970
90%～100%	106,910	837	14.285	102,777
105%～130%	53,110	—	—	52,191
150%	79,666	16	94.470	79,425
250%	11,667	1	40.000	11,668
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,948,573	20,749	33.509	1,924,046

(単位：百万円)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,155,691	32,971	78.284	1,177,677
40%～70%	272,649	9,097	84.194	278,863
75%	165,897	5,050	57.744	157,250
80%	—	—	—	—
85%	177,600	2,112	14.201	167,780
90%～100%	112,229	1,357	44.513	104,957
105%～130%	34,210	—	—	33,622
150%	91,968	13	98.805	91,623
250%	18,283	2,000	100.000	20,283
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,028,532	52,603	74.719	2,032,059

- (注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」は小数点第4位を四捨五入して算出しています。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	5,906	5,429	294,448	275,437	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、又、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。

具体的な派生商品取引は、主に通貨関連取引としての先物為替予約取引です。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。

そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。

そして、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	0
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	0	0

(注) 1. グロス再構築コストの額は、外国為替取引に係る先物為替予約取引の額を記載しています。
2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
①派生商品取引合計	0	0	0	0
外国為替関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	0	0	0	0

「派生商品取引に関する担保の状況」及び「与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額」「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」は、該当する取引がないため記載していません。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等により把握するとともに、必要に応じてALM委員会、資金運用検討会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「有価証券等運用基準規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとする等、適正な運用・管理を行っています。

なお、当金庫は、再証券化商品への投資残高はありません。

イ. オリジネーターの場合

該当する取引がないため記載していません。

ロ. 投資家の場合

該当する取引がないため記載していません。

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項
リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法を定め、確実にリスクを認識し、評価しています。

当該リスクに関しては、リスク管理委員会等において、協議・検討するとともに必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備し運営しています。

イ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しています。

標準的計測手法では、オペレーショナル・リスク相当額を事業規模要素（BIC）に内部損失乗数（ILM）を乗じて算出しています。

また、BICの額は、事業規模指標（BI）の額に所定の掛け目を乗じて算出しています。

ロ. BIの算出方法

BIの額は、預金業務等の規模を表す金利要素、役務取引等の規模を表す役務要素、金融商品取引の規模を表す金融商品要素の3つを合計して算出しています。

ハ. ILMの算出方法

ILMの値は、保守的な見積値として「ILM＝1」を使用しています。

二. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はありません。

ホ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

(9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失（Value at Risk）によるリスク計測によって把握し、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠の遵守状況を担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「時価会計適用規程（金融商品時価会計）」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っています。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	10,718	10,718	18,818	18,818
非 上 場 株 式 等	11,994	11,994	12,096	12,096
合 計	22,713	22,713	30,914	30,914

(注) 1. 有価証券勘定のうち、証券投資信託及び信金中央金庫優先出資を除くその他の証券に区分される出資等エクスポージャーは除いています。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は、非上場株式等に計上しています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	2,869	2,897
売 却 損	—	17
償 却	—	169

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	31	1,575

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(10) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	195,229	140,778
マंडレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(11) 金利リスクに関する事項

「リスク管理の方針及び手続の概要」について

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差等から得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVE及び期間損益変化の指標である Δ NIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク管理統括部が四半期ごとにリスク管理委員会に報告しています。 Δ EVEについては、自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて管理しています。万一、金利リスクが自己資本の一定割合を超過する等、金利リスクが過大となった場合には、有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引等を活用して削減する方針となっています。

また、 Δ NIIは、金利上昇シナリオと金利低下シナリオの影響を算出します。なお、金利低下によりマイナスとなった場合には、0としています。

「金利リスクの算定手法の概要」について

(1) 銀行勘定の金利リスク

保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識や、住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は以下のとおりです。

○流動性預金の満期の認識等

当金庫は、コア預金モデルを使用して流動性預金の金利改定の満期を割り当てており、金利改定の満期は平均3.5年、最長10年となっています。コア預金モデル（時系列モデル）は、過去10年間の流動性預金残高推移について、顧客属性や金利水準等との関係をもとにして平常時ストレスを掛けて算定しています。

○住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の推定

住宅ローンは、賞与月や融資開始からの時間が経つにつれて繰上げ返済されやすくなる等、当初の返済予定とは異なった動きを示す傾向があります。定期預金についても、同様に満期を待たずに解約されることがあります。そのような商品については、季節性や取組からの経過年月、取組時の金利水準等を用いた統計モデルを商品ごとに推定することにより、キャッシュ・フローを予測して金利リスクの管理を行っています。なお、これらのモデルは定期的に検証・見直しを行っています。

(2) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨ごとに算出した Δ EVE及び Δ NIIは保守的に正となる通貨のみを単純合算しています。また、 Δ EVE及び Δ NIIが負の値となる金利ストレスシナリオについては、当該項目を0としています。 Δ EVEは、キャッシュ・フローを展開したうえで計測しており、コア預金モデルのパラメーター値の見直し等により重大な影響を受けます。 Δ NIIでは、コア預金モデルは採用していません。

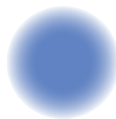
(3) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

Δ EVE及び Δ NIIの金利リスク管理上において、十分な自己資本でカバーしており、問題ない水準と認識しています。

IRRBB：金利リスク

(単位：百万円)

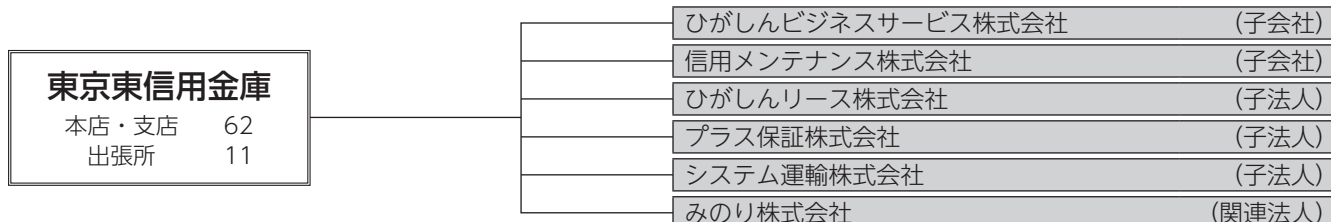
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,963	20,951	0	568
2	下方パラレルシフト	0	0	2,510	3,053
3	スティープ化	3,296	9,339		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,963	20,951	2,510	3,053
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	137,692		133,220	



ひがしんグループの状況〔連結〕

グループの事業系統図

東京東信用金庫グループは、当金庫、子会社2社、子法人3社、関連法人1社で構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務、信用保証業務等の金融サービスを提供しています。



子会社等の概況

会社名	所在地	業務内容	設立年月日	資本金	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
ひがしんビジネスサービス株式会社	東京都墨田区本所 4-18-6	各種計算・事務代行	平成2年 4月2日	3千万円	100.00%	0.00%
信用メンテナンス株式会社	東京都墨田区東向島 2-36-10	不動産管理	昭和62年 6月27日	3千万円	100.00%	0.00%
ひがしんリース株式会社	東京都墨田区両国 4-31-16	リース業務	平成3年 2月25日	5千万円	10.00%	39.20%
プラス保証株式会社	東京都墨田区両国 4-31-16	保証サービス業務	平成9年 1月23日	3千万円	0.00%	26.67%
システム運輸株式会社	東京都墨田区文花 3-24-23	貨物運送・警備業務	平成12年 5月17日	3千万円	4.66%	40.00%
みのり株式会社	東京都墨田区両国 4-31-16	保険代理業務	昭和41年 3月25日	3千4百万円	0.00%	19.85%

令和7年度の状況

今年度の経常利益は6,303百万円（単体6,275百万円）、当期純利益は4,595百万円（単体4,585百万円）となりました。

主要な連結経営指標の推移

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	27,271	27,670	28,569	32,411	44,167
連結経常利益	3,518	4,413	4,443	4,062	6,303
親会社株主に帰属する当期純利益	3,270	3,661	3,867	4,160	4,595
連結純資産額	121,609	115,879	125,510	122,694	132,173
連結総資産額	2,364,642	2,293,360	2,305,601	2,215,842	2,259,600
連結自己資本比率	11.13%	11.07%	11.52%	11.60%	11.08%

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に、不動産の保守管理業等を営んでいますが、それらの事業に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。



財務諸表〔連結〕

連結貸借対照表

○資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資産の部)		
現金及び預け金	453,785	450,657
買入金銭債権	7,215	7,700
金銭の信託	12,145	2,045
商品有価証券	4	—
有価証券	540,862	580,780
貸出金	1,150,963	1,168,635
外国為替	697	595
その他資産	15,015	15,797
有形固定資産	31,483	32,573
建物	7,911	7,455
土地	22,255	22,471
リース資産	17	13
建設仮勘定	95	1,490
その他の有形固定資産	1,202	1,143
無形固定資産	3,295	2,888
ソフトウェア	2,080	1,675
リース資産	7	5
その他の無形固定資産	1,207	1,207
繰延税金資産	7,634	5,656
債務保証見返	494	414
貸倒引当金	△ 7,756	△ 8,143
資産の部合計	2,215,842	2,259,600

○負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
預金積金	2,082,056	2,064,320
借入金	—	50,000
その他負債	6,335	8,306
賞与引当金	678	682
役員賞与引当金	33	45
退職給付に係る負債	781	824
役員退職慰労引当金	341	474
睡眠預金払戻損失引当金	129	10
偶発損失引当金	1,019	1,032
その他の引当金	—	5
再評価に係る繰延税金負債	1,277	1,310
債務保証	494	414
負債の部合計	2,093,147	2,127,426
(純資産の部)		
出資金	23,272	22,803
資本剰余金	2,040	2,040
利益剰余金	107,335	111,507
処分未済持分	△ 0	△ 2
会員勘定合計	132,647	136,348
その他有価証券評価差額金	△ 13,251	△ 7,440
土地再評価差額金	3,298	3,266
評価・換算差額等合計	△ 9,953	△ 4,174
純資産の部合計	122,694	132,173
負債及び純資産の部合計	2,215,842	2,259,600

(注) 連結財務諸表の注記は単体との差額が僅少であるため、単体財務諸表の注記に準じており、掲載を省略しています。連結財務諸表の注記をご覧ください。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	32,411	44,167
資金運用収益	26,277	32,656
貸出金利息	17,908	20,277
預け金利息	1,850	1,904
有価証券利息配当金	6,258	10,133
その他の受入利息	259	341
役務取引等収益	2,213	2,251
その他業務収益	258	486
その他経常収益	3,660	8,772
償却債権取立益	401	592
その他の経常収益	3,258	8,179
経常費用	28,349	37,863
資金調達費用	1,438	3,896
預金利息	1,425	3,686
給付補填備金繰入額	7	29
借入金利息	—	176
その他の支払利息	4	4
役務取引等費用	1,189	1,162
その他業務費用	4,810	10,860

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
経費	18,365	18,909
その他経常費用	2,544	3,035
貸倒引当金繰入額	1,632	1,842
その他の経常費用	912	1,192
経常利益	4,062	6,303
特別利益	676	11
固定資産処分益	676	11
特別損失	118	65
固定資産処分損	115	60
減損損失	0	0
その他の特別損失	2	5
税金等調整前当期純利益	4,619	6,250
法人税、住民税及び事業税	383	1,824
法人税等調整額	76	△ 169
法人税等合計	459	1,654
当期純利益	4,160	4,595
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	4,160	4,595

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

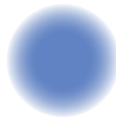
科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	2,040	2,040
資本剰余金増加高	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	2,040	2,040
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	103,398	107,335
利益剰余金増加高	4,154	4,595
親会社株主に帰属する当期純利益	4,160	4,595
その他	△ 6	－
利益剰余金減少高	216	424
配当金	216	424
利益剰余金期末残高	107,335	111,507

信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,057	6,214
危険債権	26,413	26,320
三月以上延滞債権	－	－
貸出条件緩和債権	2,482	4,435
小計 (ア)	35,953	36,969
正常債権 (イ)	1,116,385	1,133,388
総与信残高 (ア) + (イ)	1,152,338	1,170,357

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権 (イ)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。



自己資本の充実の状況〔連結〕

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

※本項目は、平成25年度以降適用されている自己資本比率規制（パーゼルⅢ）に対応しています。

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	132,222	135,932
うち、出資金及び資本剰余金の額	25,312	24,843
うち、利益剰余金の額	107,335	111,507
うち、外部流出予定額（△）	424	415
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 2
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,542	4,907
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,542	4,907
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	136,765	140,840
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,295	2,888
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,295	2,888
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,295	2,888
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	133,469	137,951
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,108,768	1,200,193
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額	41,213	44,661
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,149,982	1,244,854
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.60%	11.08%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	1,108,768	44,350	1,200,193	48,007
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	998,228	39,929	1,086,377	43,455
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	501	20	501	20
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	601	24	601	24
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,619	64	1,936	77
地方三公社向け	113	4	380	15
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	121,316	4,852	122,608	4,904
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,765	110	5,599	223
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	318,202	12,728	343,493	13,739
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	93,671	3,746	91,977	3,679
トランザクター向け	202	8	183	7
不動産関連向け	175,626	7,025	167,023	6,680
自己居住用不動産等向け	40,477	1,619	38,152	1,526
賃貸用不動産向け	115,501	4,620	104,663	4,186
事業用不動産関連向け	797	31	692	27
その他不動産関連向け	18,848	753	23,513	940
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	65,372	2,614	95,703	3,828
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	19,731	789	22,812	912
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,502	100	2,344	93
取立未済手形	104	4	129	5
信用保証協会等による保証付	15,078	603	14,961	598
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	11,608	464	26,290	1,051
上記以外	172,177	6,887	195,614	7,824
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	103,434	4,137	130,442	5,217
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	12,354	494	12,354	494
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	13,252	530	11,101	444
上記以外のエクスポージャー	43,136	1,725	41,715	1,668
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	110,527	4,421	113,786	4,551
ルック・スルー方式	110,527	4,421	113,786	4,551
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八％で除して得た額（簡便法）	12	0	29	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額	41,213	1,648	44,661	1,786
BI	27,475		3,572	
BIC	3,297		3,297	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	1,149,982	45,999	1,244,854	49,794

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4％

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー区分	信用リスクエクスポージャー 期末残高							延滞エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内		1,945,097	1,964,550	1,153,652	1,171,634	228,361	224,335	0	0	21,597	23,108
国外		275,735	303,259	108	99	143,540	216,278	－	－	－	－
地域別合計		2,220,833	2,267,810	1,153,761	1,171,733	371,902	440,613	0	0	21,597	23,108
製造業		177,965	195,976	112,981	112,650	61,679	76,736	－	－	2,930	2,988
農業、林業		84	55	84	55	－	－	－	－	－	－
漁業		1,000	1,000	－	－	1,000	1,000	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		61	78	61	78	－	－	－	－	－	－
建設業		156,377	160,143	149,866	150,951	5,996	8,182	－	－	2,779	3,245
電気・ガス・熱供給・水道業		26,956	36,377	458	3,360	26,206	31,814	－	－	－	3
情報通信業		22,646	28,142	8,562	8,204	13,726	18,765	－	－	248	336
運輸業、郵便業		68,671	59,981	35,733	35,250	31,247	22,316	－	－	1,157	1,066
卸売業、小売業		141,910	133,940	122,485	118,807	18,416	14,121	0	0	3,389	3,527
金融業・保険業		674,374	722,087	78,224	68,305	144,539	197,866	－	－	－	－
不動産業		346,258	369,201	323,574	340,613	22,471	27,969	－	－	3,643	3,704
物品賃貸業		7,004	6,629	7,004	6,629	－	－	－	－	31	31
学術研究、専門・技術サービス業		9,490	10,275	9,330	10,115	－	－	－	－	63	87
宿泊業		7,882	7,522	6,382	7,522	1,500	－	－	－	286	264
飲食業		27,101	26,786	27,101	26,786	－	－	－	－	707	709
生活関連サービス業、娯楽業		30,545	31,544	30,534	29,730	－	1,803	－	－	377	1,875
教育、学習支援業		3,336	3,264	3,336	3,264	－	－	－	－	90	97
医療、福祉		22,502	22,753	22,502	22,753	－	－	－	－	1,167	1,031
その他のサービス		50,458	50,748	50,188	50,196	－	500	－	－	1,075	825
国・地方公共団体等		72,686	81,693	27,556	42,153	45,115	39,536	－	－	－	－
個人（住宅・消費・納税資金等）		136,954	133,475	136,954	133,475	－	－	－	－	3,649	3,314
その他		236,563	186,131	836	827	－	－	－	－	－	－
業種別合計		2,220,833	2,267,810	1,153,761	1,171,733	371,902	440,613	0	0	21,597	23,108
1年以下		162,521	152,620	109,745	117,448	46,375	28,747	0	0		
1年超3年以下		379,929	421,364	86,875	98,421	64,022	93,943	－	－		
3年超5年以下		290,398	400,185	143,900	178,498	64,164	117,096	－	－		
5年超7年以下		219,470	171,617	152,203	103,839	15,915	25,012	－	－		
7年超10年以下		263,454	271,969	207,309	203,835	20,793	33,565	－	－		
10年超		622,493	613,304	451,700	467,834	140,726	115,338	－	－		
期間の定めのないもの		282,564	236,747	2,026	1,856	19,904	26,909	－	－		
残存期間別合計		2,220,833	2,267,810	1,153,761	1,171,733	371,902	440,613	0	0		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には海外向け直接融資・上場株式投資信託・オルタナティブ投資信託が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
6. 残存期間別の集計については、割賦返済における償還期限は考慮していません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	4,727	4,475	－	4,727	4,475
	令和7年度	4,475	4,818	－	4,475	4,818
個別貸倒引当金	令和6年度	3,299	3,281	1,902	1,397	3,281
	令和7年度	3,281	3,325	1,460	1,821	3,325
合 計	令和6年度	8,026	7,756	1,902	6,124	7,756
	令和7年度	7,756	8,143	1,460	6,296	8,143

ハ. 業種別個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		貸出金償却	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	597	601	601	512	597	601	601	512	4	3
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	659	681	681	827	659	681	681	827	7	4
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	3	－	－	－	3	－	－
情報通信業	49	67	67	59	49	67	67	59	0	0
運輸業、郵便業	301	283	283	461	301	283	283	461	2	1
卸売業、小売業	697	752	752	901	697	752	752	901	5	5
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	233	111	111	104	233	111	111	104	4	3
物品賃貸業	7	5	5	3	7	5	5	3	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	7	4	4	26	7	4	4	26	0	0
宿泊業	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0
飲食業	80	111	111	74	80	111	111	74	1	1
生活関連サービス業、娯楽業	23	33	33	44	23	33	33	44	0	1
教育、学習支援業	25	38	38	23	25	38	38	23	0	0
医療、福祉	257	258	258	44	257	258	258	44	3	3
その他のサービス	149	144	144	112	149	144	144	112	1	1
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人（住宅・消費・納税資金等）	207	184	184	121	207	184	184	121	8	6
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	3,299	3,281	3,281	3,325	3,299	3,281	3,281	3,325	40	35

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにおいて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	21,659	－	21,659	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	63,327	－	63,327	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,202	3,000	2,202	3,000	501	10
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	31,086	－	31,086	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	3,008	－	3,008	－	601	20
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	16,198	－	16,198	－	1,619	10
地方三公社向け	566	－	566	－	113	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	520,255	－	520,255	－	121,316	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,925	－	12,925	－	2,765	21
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	454,636	5,011	440,297	2,336	318,202	72
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	149,382	12,701	138,057	1,224	93,671	67
トランザクター向け	－	9,335	－	839	202	24
不動産関連向け	342,650	－	339,342	－	175,626	52
自己居住用不動産等向け	123,629	－	122,760	－	40,477	33
賃貸用不動産向け	185,870	－	184,165	－	115,501	63
事業用不動産関連向け	936	－	880	－	797	91
その他不動産関連向け	32,213	－	31,536	－	18,848	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	65,372	－	65,372	－	65,372	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	15,591	16	15,352	15	19,731	128
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,942	－	2,936	－	2,502	85
取立未済手形	521	－	521	－	104	20
信用保証協会等による保証付	247,446	16	245,541	16	15,078	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	11,607	1	11,607	0	11,608	100
合計					826,051	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和7年度					
現金	15,460	－	15,460	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,190	4,999	51,190	4,999	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,002	19,000	1,002	19,000	501	3
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	45,260	－	45,260	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	3,008	1,000	3,008	1,000	601	15
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	19,363	－	19,363	－	1,936	10
地方三公社向け	1,900	－	1,900	－	380	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	548,093	－	548,093	－	122,608	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,182	－	23,182	－	5,599	24
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	494,799	13,509	477,169	10,776	343,493	70
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	148,122	12,064	136,321	1,110	91,977	67
トランザクター向け	－	8,647	－	761	183	24
不動産関連向け	357,155	－	353,578	－	167,023	47
自己居住用不動産等向け	120,537	－	119,589	－	38,152	32
賃貸用不動産向け	195,325	－	193,766	－	104,663	54
事業用不動産関連向け	873	－	816	－	692	85
その他不動産関連向け	40,418	－	39,405	－	23,513	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	76,562	－	76,562	－	95,703	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	17,285	13	16,971	13	22,812	134
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,716	－	2,712	－	2,344	86
取立未済手形	646	－	646	－	129	20
信用保証協会等による保証付	227,636	16	225,573	16	14,961	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	18,223	2,000	18,223	2,000	26,290	130
合計					890,763	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	21,659	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	63,327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	31,086	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	3,008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	16,198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	566	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	407,722	-	102,502	-	-	-	-	-	-	2,019	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	11,122	-	1,803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	386	-	51,358	-	-	-	-	-	-	-	-	99,186	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	18,171	-	-	-	-	-	-	-	139	5,779	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	139	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	41,446	14,059	68,804	1	18,332	84	11,277	729	35,899	23,145	1,437	47,010	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	41,220	14,059	26,212	1	-	84	11,277	-	-	23,124	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	48	-	42,591	-	18,332	-	-	729	35,899	-	1,437	15,672	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	177	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	31,338	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	568	-	-	-	-	-	-	-	-	1,972	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	847	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	94,773	150,785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	215,046	167,370	-	523,376	14,059	171,307	1	18,332	84	11,277	729	36,039	133,953	1,437	47,010	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,659
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63,327
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,202
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,086
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,008
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,198
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	8,010	-	-	-	-	-	-	-	-	520,255
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,925
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	28,030	-	175,970	-	-	87,701	-	-	-	-	-	-	-	-	442,633
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	112,429	-	-	-	-	2,763	-	-	-	-	-	-	-	-	139,281
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	839
不動産関連向け	6,987	14,539	-	-	277	673	-	51,877	313	-	-	2,443	-	-	-	339,342
自己居住用不動産等向け	6,699	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122,760
賃貸用不動産向け	-	14,459	-	-	-	673	-	51,877	-	-	-	2,443	-	-	-	184,165
事業用不動産関連向け	288	-	-	-	277	-	-	-	313	-	-	-	-	-	-	880
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,536
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,372	-	-	-	65,372
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,217	-	-	-	-	11,609	-	-	-	15,367
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	2,076	-	-	-	-	-	-	-	-	2,936
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	521
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	245,558
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,608	-	-	11,608
合計	6,987	154,999	-	175,970	277	673	101,769	51,877	313	-	-	79,425	11,608	-	-	1,923,930

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和7年度															
現金	15,460	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	56,190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	19,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	45,260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,000	-	-	3,008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	19,363	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	418,201	-	129,892	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	13,549	-	9,632	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	283	-	54,115	-	-	-	-	-	-	-	-	134,247	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	18,875	-	-	-	-	-	-	-	123	5,510	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	637	-	-	-	-	-	-	-	123	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	45,928	12,648	85,835	9	23,750	91	9,708	1,546	40,296	18,933	877	57,899	24
自己居住用不動産等向け	-	-	-	45,589	12,648	25,862	9	-	91	9,708	-	-	18,916	-	-	24
賃貸用不動産向け	-	-	-	19	-	59,972	-	23,750	-	-	1,546	40,296	-	877	18,832	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	320	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	39,067	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	614	-	-	-	-	-	-	-	-	773	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	717	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	646	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	75,972	149,618	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	212,883	169,264	-	543,303	12,648	215,727	9	23,750	91	9,708	1,546	40,419	161,184	877	57,899	24

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,460
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,190
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,002
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,260
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,008
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,363
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,900
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	548,093
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,181
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	34,457	-	167,780	-	-	97,062	-	-	-	-	-	-	-	-	487,946
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	110,127	-	-	-	-	2,795	-	-	-	-	-	-	-	-	137,432
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761
不動産関連向け	7,202	12,665	-	-	-	887	-	33,318	304	-	-	1,649	-	-	-	353,578
自己居住用不動産等向け	6,690	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119,589
賃貸用不動産向け	-	12,615	-	-	-	887	-	33,318	-	-	-	1,649	-	-	-	193,766
事業用不動産関連向け	512	-	-	-	-	-	-	-	304	-	-	-	-	-	-	816
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,405
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76,562	-	-	-	76,562
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	2,185	-	-	-	-	13,411	-	-	-	16,985
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,983	-	-	-	-	-	-	-	-	2,712
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	646
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	225,590
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,223	-	-	20,223
合計	7,202	157,250	-	167,780	-	887	104,027	33,318	304	-	-	91,623	20,223	-	-	2,031,957

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,109,194	11,533	33.543	1,109,578
40%～70%	236,296	3,816	57.161	237,435
75%	165,728	2,408	17.809	154,999
80%	—	—	—	—
85%	185,998	2,134	15.809	175,970
90%～100%	106,853	837	14.285	102,720
105%～130%	53,110	—	—	52,191
150%	79,666	16	94.470	79,425
250%	11,607	1	40.000	11,608
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,948,457	20,749	33.509	1,923,930

(単位：百万円)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,155,692	32,971	78.284	1,177,678
40%～70%	272,649	9,097	84.194	278,863
75%	165,897	5,050	57.744	157,250
80%	—	—	—	—
85%	177,600	2,112	14.201	167,780
90%～100%	112,186	1,357	44.513	104,914
105%～130%	34,210	—	—	33,622
150%	91,968	13	98.805	91,623
250%	18,223	2,000	100.000	20,223
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,028,429	52,603	74.719	2,031,957

- (注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」は小数点第4位を四捨五入して算出しています。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体と同じ内容になっています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体と同じ内容になっています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

単体と同じ内容になっています。

ロ. 投資家の場合

単体と同じ内容になっています。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	10,718	10,718	18,818	18,818
非上場株式等	11,934	11,934	12,036	12,036
合 計	22,653	22,653	30,854	30,854

(注) 1. 有価証券勘定のうち、証券投資信託及び信金中央金庫優先出資を除くその他の証券に区分される出資等エクスポージャーは除いています。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は、非上場株式等に計上しています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単体と同じ内容になっています。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

単体と同じ内容になっています。

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

単体と同じ内容になっています。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体と同じ内容になっています。

(8) 金利リスクに関する事項

単体と同じ内容になっています。

用語の解説

	用 語	解 説
1	信用リスク	取引先や投資先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクのこと。
2	ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されるバランスシートリスク管理方法のこと。
3	市場リスク	金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクのこと。
4	金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って、銀行勘定の資産・負債の経済的価値や収益が変動するリスクのこと。
5	コア資本	自己資本比率規制の中で使われる概念であり、資本の中でもっとも安定度の高いものを指し、出資金・資本剰余金・利益準備金・一般貸倒引当金等から構成されます。
6	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券等）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額のこと。
7	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のこと。具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引と有価証券等の投資資産が該当します。
8	所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（規制上必要とされる資本、国内基準行は4%）。
9	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産のこと。
10	リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のこと。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。
11	オペレーショナル・リスク	金庫の業務における不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのこと。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷等により企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負う等の法務リスク、その他人材の流出や事故等により人材を逸失する人的リスク等が含まれます。
12	標準的計測手法	オペレーショナル・リスク相当額の算出方法であり、「事業規模要素（BIC）」×「内部損失乗数（ILM）」のこと。
13	適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付けを付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
14	VaR	Value at Risk（バリュー・アット・リスク）は、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内でポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値のこと。
15	コア預金	明確な金利更改間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される流動性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。 「IRRBB規制」の基準では、コア預金を「個人決済性」「個人非決済性」「法人預金」の3種類に分け、当金庫の流動性預金の実績、顧客属性、金利水準等をもとにした「内部モデル（時系列モデル）」を使用して算出しています。また、規制で定められた「コア預金の上限割合」及び「平均満期の上限」を超えないように算出しています。
16	IRRBB	IRRBB（Interest Rate Risk in the Banking Book）は、銀行勘定の金利リスクのこと。金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債（貸出金、有価証券、預金積金等）の経済的価値（EVE、現在価値）の変動及び期間収益（NII）の変動の2つの側面から生じるリスクのこと。

ディスクロージャー誌開示項目

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

単体情報（信用金庫法施行規則第132条等における規定）	本編	資料編
1.金庫の概況及び組織に関する事項		
(1)事業の組織	4	
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	4	
(3)会計監査人の氏名又は名称		5
(4)事務所の名称及び所在地	25.26	
2.金庫の主要な事業の内容	27	
3.金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況	5.6	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		11
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金 残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出 資に対する配当金 ⑫職員数		
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務 純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	11.12	
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	11	
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び 資金利鞘	12.13	
受取利息及び支払利息の増減	14	
総資産経常利益率	13	
総資産当期純利益率	13	
②預金に関する指標		
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	15	
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期 預金の残高	15	
③貸出金等に関する指標		
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	15	
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	15	
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	16	
用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	17	
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	16	
預貸率の期末値及び期中平均値	17	
④有価証券に関する指標		
商品有価証券の種類別の平均残高	19	
有価証券の種類別の残存期間別の残高	19	
有価証券の種類別の平均残高	19	
預証率の期末値及び期中平均値	19	
4.金庫の事業の運営に関する事項		
(1)リスク管理の体制	21.22	
(2)法令遵守の体制	19	
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	7-16	
(4)金融ADR制度への対応	20	
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	2-10	
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲 げるものの合計額	18	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
②危険債権		
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）		
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）		
⑤正常債権		
(3)自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	24-38	
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
①有価証券	20.21	
②金銭の信託	22	
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	22	
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	17	
(6)貸出金償却の額	17	
(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益 計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監 査人の監査を受けている場合にはその旨	5	
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要 な影響を与えるもの	23	

連結情報（信用金庫法施行規則第133条等における規定）	本編	資料編
1.金庫及びその子会社等に関する事項		
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		39
(2)金庫の子会社等に関する事項		39
①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地 ③資本金又は出資金 ④事業の内容 ⑤設立年月日 ⑥金庫が保有する子会社等の議決権 の総株主又は総出資者の議決権に占める割合		
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況		39
(2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標		39
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ④純資産額 ⑤総 資産額 ⑥連結自己資本比率		
3.金庫及びその子会社等の直近2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
(1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		40.41
(2)金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び ①から④までに掲げるものの合計額		41
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
②危険債権		
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）		
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）		
⑤正常債権		
(3)自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項		42-54
(4)金庫及びその子会社等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合 の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、 経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの「事業 の種類別セグメント情報」		39

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条に基づく開示項目	本編	資料編
資産の査定公表		18

任意開示項目	本編	資料編
経営理念	1	
営業地区	2	
経営計画	3	
金融円滑化に向けた取組状況	11	
利益相反管理について	19	
顧客保護等管理態勢の強化について	20	
反社会的勢力への対応について	20	
マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る態勢整備と 取組について	22	
非常時の業務継続態勢について	22	
総代会制度について	23.24	
内部管理基本方針		1
東京東信用金庫行動綱領		1
経費の内訳		13
内国為替取扱高・外国為替取扱高		14
預金者別預金残高		15
代理貸付の残高内訳		17
消費者ローン・住宅ローン残高		17
公共債引受額・窓販実績・ディーリング実績		22

「本編」のご案内

「本編」は、当金庫窓口に備え付けています。また、当金庫ホームページからもご覧いただけます。

<https://www.higashin.co.jp/link/disclosure.html>

スマートフォンの方は
QRコードからご覧いただけます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。





本部：東京都墨田区両国 4-35-9
Tel.03-5610-1111 (代)

本店：東京都墨田区東向島 2-36-10
Tel.03-3611-0131 (代)